

一般社団法人 東京科学大学医科同窓会
研究奨励賞実施要綱

(昭和 62 年 2 月 23 日理事会決定)
(平成 22 年 3 月 15 日理事会一部改正)
(平成 26 年 5 月 25 日名称変更)
(令和 6 年 10 月 1 日名称変更)

(目 的)

- 第1条 一般社団法人 東京科学大学医科同窓会（以下「本同窓会」という。）は、研究奨励賞の実施を目的として、一般社団法人 東京科学大学医科同窓会研究奨励賞実施要綱（以下「本要綱」という。）を定める。
- 第2条 研究奨励賞は会員の研究意欲の向上と研究活動の活性化を図り、会員と母校の発展ならびに医学研究の使命達成に資することを目的とする。
- 第3条 本同窓会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- (1) 研究奨励賞基金を創設する。
 - (2) 論文を募集し、優秀論文を選考する。
 - (3) 優秀論文に研究奨励賞を授与する。
 - (4) その他、必要な事項。
- 第4条 本同窓会理事会内に研究奨励賞選考委員会を設置し、第 3 条第 2 項を行う。

(研究奨励賞基金)

- 第5条 会員の協賛等による寄付金に基づく研究奨励賞基金（以下「基金」という。）を創設する。
- 第6条 基金への協賛は継続的に受け付ける。
- 第7条 基金は本要綱第 2 条の目的達成のために運用される。

(研究奨励賞選考委員)

- 第8条 研究奨励賞選考委員会の委員は東京科学大学内外の有識者および理事会より選出された若干名により構成される。
- 第9条 委員および委員長は理事会で選考し、委嘱する。
- 第10条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。
- 第11条 委員に欠員の生じた場合には、補充の委員の任期は現任者の残任期間とする。

(論文募集)

- 第12条 論文を提出できる有資格者は会員であって、年会費を滞りなく納入していなければならない。
- 第13条 論文を提出できる有資格者は、論文提出時に満 40 才未満であることを原則とする。

第14条 論文の応募希望者は、本同窓会理事会で定める申請書に論文一編を付けて提出する。

第15条 提出論文は既発表のものであって、一人一編とし、これに 800 字以内の梗概を付けることとする。

2 年度が異なる場合は、再応募を妨げない。

第16条 論文は事務局宛に提出し、各年度の提出締切は 8 月 31 日とする。

第17条 応募は自薦を原則とする。

(選考)

第18条 研究奨励賞選考委員会は応募された研究論文を審議し、12 月～1 月までに研究奨励賞受賞者の選考を完了、2 月までに結果を理事会へ報告する。

第19条 理事会は選考委員会の決定を尊重し、これを承認する。

(顕彰)

第20条 理事会は年度毎に研究奨励賞受賞者に対し、研究奨励金を贈呈する。

2 金額は別途定める。

第21条 受賞者は研究奨励金の運用について、一切の拘束を受けない。

(会計)

第22条 基金の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第23条 研究奨励賞の実施に必要な経費は基金の運用利益より賄う。

第24条 基金の予算および決算は理事会の承認を受けなければならない。

第25条 基金の会計ならびに研究奨励賞選考委員会の一般事務運用にあたっては、本同窓会事務局が担当する。

(要綱の変更および補則)

第26条 本要綱は理事会の同意によって、これを改正することができる。

第27条 本要綱に定めるもののほか、施行に関し必要な細則は理事会の議決を経て、別に定めることができる。

(附則)

1. 本要綱は、平成 22 年 3 月 15 日から施行する。